

日時場所 令和3年6月21日 午後2時00分 日光市役所本庁舎 大会議室

出席農業委員 11名  
1番 福田絹江 2番 石下富士男 3番 青木 渡 4番 高橋和子  
5番 高橋久美子 6番 江連一彦 7番 田井 哲 8番 柴田美代子  
9番 吉原廣康 10番 星 一徳 11番 増 渕 勝

欠席農業委員 なし

出席推進委員 18名  
12番 川村耕一 13番 渡邊清美 14番 齋藤 薫 16番 加藤英利  
17番 早川文子 18番 小池 毅 19番 柏木 武 20番 神山順治  
21番 福田重勝 22番 岡部正一郎 23番 八木澤 清 24番 福田正文  
25番 高村 充 27番 谷野三枝 28番 福田登美子 30番 神山隆治  
31番 福田吉男 32番 阿久津正信

欠席推進委員 15番 福田隆徳

傍聴人 なし

- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第13号 農地法第5条の規定による許可書の交付について
- 第4 報告第14号 農地法第18条(通知)について
- 第5 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第7 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第8 議案第31号 非農地証明願について
- 第9 議案第32号 農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について
- 第10 議案第33号 農地中間管理事業の推進に関する法第19条の2(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について
- 第11 議案第34号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

沼尾洋克事務局長

それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。

本日の出席委員は、農業委員11名中11名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。

なお、推進委員の福田隆徳委員から欠席する旨の届出があり、推進委員につきましては18名の出席であります。本日の傍聴人はいらっしゃいません。

星 一 徳 議 長

ただ今から、令和3年6月 日光市農業委員会総会を開会いたします。  
本日の議事日程につきまして、沼尾事務局長に朗読させます。

沼尾洋克事務局長

( 議事日程を朗読 )

星 一 徳 議 長

日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、議長において指名いたしたいと思います。4番高橋和子委員、5番高橋久美子委員のご両名を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局職員の福田主幹を指名いたします。

星 一 徳 議 長

日程第2「会期の決定」を行います。本総会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」との声あり )

異議なしと認めます。よりまして、本総会の会期につきましては、本日1日限りとすることに決めます。

それでは議事に入ります。なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど簡潔に説明をお願いいたします。

星 一 徳 議 長

日程第3、報告第13号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

( 川村光代主任挙手 )

はい、川村主任お願いします。

川 村 光 代 主 任

報告第13号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明します。総会資料は1ページから2ページとなります。先月の5条申請は5件ございました。許可書につきましても5件交付いたしました。譲渡人、譲受人及び土地の所在等は申請のとおりです。総会審議日は令和3年5月21日。なお、1番及び2番につきましては3,000平米以上の案件ということで、栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取をいたしまして、特に質問等もなく、許可相当との意見をいただいております。許可日および指令番号につきましては、1番及び2番が令和3年6月1日、日農委指令第5-15号及び16号、3番から5番につきましては、令和3年5月21日、日農委指令第5-12号から14号で許可書を発行しております。以上でございます。

星 一 徳 議 長

ただいま報告が終わりました。この件につきまして何かご質問等ございましたらお受けいたします。

( 「なし。」との声あり )

よろしいですか。

( 「はい。」との声あり )

星 一 徳 議 長

それでは次に移ります。

日程第4、報告第14号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

( 大島副主幹挙手 )

大 島 尚 美 副 主 幹

はい、大島副主幹お願いします。

報告第14号 農地法第18条(通知)について、ご説明いたします。総会資料は、3ページから4ページとなります。本案件は、農地法第18条第6項

の規定による通知があったことの報告となります。貸人・借人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。件数は5件で、申請番号1が農地法第3条関係の解約、2番が農業委員会扱いの利用権の解約、3番4番が日光市農業公社扱いの利用権の解約、5番が農地中間管理事業の解約となります。以上ご報告いたします。

星 一 徳 議 長

ただいま報告が終わりました。この件につきまして何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

日程第5、議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。今月の現地調査は意見要請活動部会が担当しております。江連部会長から全体の説明をお願いいたします。

(江連一彦農業委員挙手)

はい、江連部会長。

星 一 徳 議 長

6月17日、意見要請活動部会において現地調査を行いました。班体制ですが、2班体制で現地調査を行いました。第1班は高橋和子副部会長、加藤英利委員、福田正文委員、神山隆治委員、星会長、事務局から沼尾事務局長と川村主任。第2班は川村耕一委員、高村充委員、私江連、事務局から福田係長、鯉沼主査です。申請案件については3条申請が3件、4条申請が1件、5条申請が6件、非農地証明願が4件で、合計14件です。報告は、農地法第3条の規定による許可申請についての議案第28号1番から3番まで川村耕一委員。農地法第4条の規定による許可申請については議案第29号1番、高村充委員。農地法第5条の規定による許可申請については、議案第30号1番を星会長、2番を神山隆治委員、3番を川村耕一委員、4番を福田正文委員、5番を高村充委員、6番につきましては農振除外の案件ですので事務局で説明をお願いいたします。非農地証明願については、議案第31号1番を加藤英利委員、2番を川村耕一委員、3番を神山隆治委員、4番を高村充委員が行いますので、よろしく願います。

江連一彦農業委員

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。それでは3条の番号1番について担当委員の説明を求めます。

(川村耕一推進委員挙手)

はい、川村推進委員。

川村耕一推進委員

総会資料5ページ、議案第28号の1番ですが、本申請は日光市川室地内における売買による3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。申請地は、川室地内、国道121号線の轟工業団地入口交差点から東へ約1.2キロメートルに位置した場所です。案内図ですが轟工業団地入口交差点から県道を南東に700メートル、左折して日光地区広域農道を東に700メートルほど進み、北西に300メートルほどのところと、さらに南東に300メートルほどのところに申請地があります。土地利用図ですが、申請地は4筆で、登記簿地目・現況ともに全て田となっております。譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族4人で、水稻、キュウリ及びトマト等を作付けしております。農地取得後も水稻の栽培を行う予定です。利用権はありません。以上の事から農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程よろしく願います。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について江連部会長から報告願います。

(江連一彦農業委員挙手)

江連一彦農業委員

星一徳議長

田井哲農業委員

星一徳議長

星一徳議長

川村耕一推進委員

星一徳議長

江連一彦農業委員

星一徳議長

田井哲農業委員

星一徳議長

星一徳議長

はい、江連部会長。

現在の耕作者が受け人ということで、部会としては許可相当と判断しております。ご審議の程宜しくお願いいたします。

それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

ございません。

それでは質疑を終結し、採決を行います。3条番号1番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、3条番号1番は原案のとおり『許可』することに決しました。

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(川村耕一推進委員挙手)

はい、川村推進委員。

議案第28号の2番についてご説明いたします。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。本申請は、日光市川室地内における売買による3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。位置図については先ほどの3条申請1番のすぐ近くになりますので、省略いたします。案内図ですが、先ほどの3条申請1番から東に50メートルから300メートルほどにかけて申請地があります。申請地は18筆で、登記簿地目は10筆が田、6筆が畑、2筆が山林、現況は16筆が田、2筆が畑となっております。譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族2人で、水稻、カボチャ、キュウリ、トマト等を作付けしております。農地取得後も水稻及びカボチャ等の栽培を行う予定です。利用権はありません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について江連部会長から報告願います。

(江連一彦農業委員挙手)

はい、江連部会長。

この案件も現在の耕作者が受け人ということです。部会としては許可相当と判断しております。ご審議の程宜しくお願いいたします。

ありがとうございます。それでは、この件について何かございますか。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

ございません。

それでは質疑を終結し、採決を行います。3条番号2番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、3条番号2番は原案のとおり『許可』することに決しました。

次に、3条の3番について担当委員の報告を求めます。

(川村耕一推進委員挙手)

はい、川村推進委員。

川村耕一推進委員

私は議案第28号の3番を担当いたしました。本申請は、日光市川室地内における売買による3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。位置図ですが、先ほどの3条申請2番のすぐ近くになりますので、省略いたします。申請地は1筆で、登記簿地目・現況ともに田となっております。譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族2人で、水稻、サツマイモ、キュウリ、トマト等を作付けしております。農地取得後も水稻の栽培を行う予定です。利用権はありません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、許可することに問題ないものと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星一徳議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について江連部会長から報告願います。

(江連一彦農業委員挙手)

はい、江連部会長。

江連一彦農業委員

この案件は、受け人が農地を管理しているということであり、部会として許可相当として判断しております。ご審議の程宜しくお願いいたします。

星一徳議長

それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員

ございません。

星一徳議長

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号3番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

農業委員、挙手全員であります。よりまして、番号3番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

星一徳議長

日程第6、議案第29号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。はじめに、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(高村充推進委員挙手)

はい、高村充委員。

高村充推進委員

私は議案第29号の1番を担当いたしました。日光市大室地内におきまして、一般住宅を目的とした4条申請です。申請人及び申請地等は申請のとおりです。大室交差点から北250メートルに位置します。案内図ですが、大室交差点から北へ270メートルほど進んだ左手に申請地があります。登記簿地目、現況ともに田です。周囲の状況は北側、西側、東側が申請人の畑、南側が市道です。現地には申請人と行政書士が立ち会いました。申請地を一般住宅に利用する計画で杭打ちがしてありました。申請人は現在、大室906番の土地に居宅を構え暮らしていますが、建物の老朽化により建て替えを迫られています。しかし現在の土地の北側が崖地となっており、条例により同じ場所に建て替えをすることが困難であるため、土砂崩れによる災害のおそれがない申請地に住宅を建築したく申請するものです。なお、今回の申請面積は602平方メートルと広めですが、今般長男夫婦と同居することから二世帯住宅を計画しており、自家用及び農作業用車両また、長男夫婦の駐車スペースを必要とするため申請地ほどの敷地が必要となります。敷地内に105.16平方メートルの平屋建て住宅と自家用車両及び農作業用車両の駐車スペースを設ける計画です。汚水・雑排水は公共の下水道、給水は公共の上水道を利用する計画です。雨水は敷地内砂利敷とし敷地内浸透処理します。進入路がここにできるのですが、市の許可と土地改良の許可をとってあります。以上の事から周りに及ぼす影響はないと

星 一 徳 議 長 考えますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長 ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について江連部会長から報告願います。

星 一 徳 議 長 ( 江連一彦農業委員挙手 )

星 一 徳 議 長 はい、江連部会長。

江連一彦農業委員 今説明がありましたように農家住宅の建て替えということですが、二世帯住宅ですが、現在の居宅地については条例により建て替えができないということで敷地替えをしての建て替えということになります。部会としても周りの農地に影響はないということで、許可相当と判断しております。ご審議の程宜しくお願いいたします

星 一 徳 議 長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。意見要請活動部会以外の委員以外の皆様方のご意見・ご質問等お受けいたします。(「なし。」との声あり)

星 一 徳 議 長 それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員 ございません。

星 一 徳 議 長 それでは番号1番について、採決を行います。4条1番につきましてこの原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

星 一 徳 議 長 ( 挙手全員 )

星 一 徳 議 長 農業委員、挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長 日程第7、議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。番号1番についてですが、私、星が担当し、報告いたしますので、議長を福田職務代理者に代わってもよろしいか伺います。

星 一 徳 議 長 ( 「異議なし。」との声あり )

星 一 徳 議 長 それでは議長を交代いたします。

星 一 徳 議 長 ( 議長交代 )

福田絹江議長 それでは番号1番について担当委員の報告を求めます。

星 一 徳 議 長 ( 星一徳農業委員挙手 )

星 一 徳 農業委員 はい、星一徳委員、お願いします。

星 一 徳 農業委員 それでは議案第30号の1番を説明いたします。本申請は、日光市久次良町地内におきまして、売買により駐車場を目的とした5条申請です。場所は日光中学校から南西250メートルに位置します。案内図ですが、日光明峰高等学校から北東へ300メートル入った所です。ここから上はほとんど山です。この土地は、私も何年も耕作放棄地の調査で見ている土地です。今回アパートの駐車場として利用したいということで申請されました。登記簿地目は畑です。現況は耕作放棄地ですが、草をきれいに刈って良く管理してされている土地でした。周囲の状況は北側が買い受ける方の宅地、西側は居宅、南側は公衆用道路と水路が入っています。東側は買い受ける方のアパートの駐車場になっています。現地には売り人、買い人が立ち会いました。ここの所の境界の確認できないということで、1.5メートル、セットバックした所に杭が打ってありました。駐車場に利用するということですので、汚水・雑排水はありません。雨水は敷地内砂利敷とし浸透処理します。売り人は宇都宮市に住んでおり、土地を周囲の方にお貸しし、3人くらいの方が家庭菜園程度に耕してくれてたということですが、みんな高齢となり、作付けをしていない状況です。以上の事から周りに及ぼす影響はないと考えますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会から報告願います。

( 高橋和子副部会長挙手 )

はい、高橋委員。

高橋和子農業委員

今、会長が大変詳しくわかりやすく説明していただきましたが、耕作放棄地の解消になりますし、周りに及ぼす影響はないと考えます。部会としては許可相当と判断しております。ご審議の程宜しくお願いいたします

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。意見要請活動部会以外の委員以外の皆様方のご意見・ご質問等お受けいたします。

( 「なし。」との声あり )

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井 哲 農業委員

ございません。

福田 絹江 議長

それでは番号1番について、採決を行います。5条1番につきましてこの原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

農業委員、挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田 絹江 議長

ここで議長を交代いたします。

( 議長交代 )

星 一 徳 議長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

( 神山隆治推進委員挙手 )

はい、神山推進委員。

神山隆治推進委員

私は、議案第30号の2番を担当いたしました。貸し人・借り人及び申請地は申請のとおりです。本申請は日光市土沢地内におきまして、20年間の使用貸借により一般住宅を目的とした5条申請です。位置図ですが、日光市役所から南東、約1.8キロメートルに位置します。日光市役所から吉沢方面に進み、吉沢の踏切を渡り、700メートル進み右折して突き当りを90メートルほど進んだ右手に申請地があります。現地には土地家屋調査士と申請人が立ち会いました。登記簿地目は山林、現況は畑となっております。周囲の状況は北は道路、東は宅地、南側は一段下がって水田、西は宅地で水路があります。申請人は現在実家に父親を含め5人で住んでいますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、また将来の父親の介護等を考慮し、実家の隣地である申請地を住宅敷地として利用したく申請するものです。隣接者にも立ち会っていただいているとのことですが、敷地内に建築面積135.8平方メートルの平屋建て住宅と駐車スペースを設ける計画です。汚水排水は市の下水道、取水は市の水道を利用し、雨水は敷地内砂利敷とし自然浸透処理します。申請面積についてですが、申請人の父親は林業を営んでおり、農地はこの1筆だけあります。100平方メートル農地として残しても利用できないため今回617平方メートルの申請となりました。資金計画ですが、総事業費は借入金で賄い、金融機関の事前審査結果通知書が添付されております。西側と下側の水路についてはいじらないということです。隣りに申請された方の住居がございます。以上の事から周りに及ぼす影響はないと考えますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について高橋副部会長から報告願います。

( 高橋和子農業委員挙手 )

高橋和子農業委員

星一徳議長

田井哲農業委員

星一徳議長

星一徳議長

川村耕一推進委員

星一徳議長

江連一彦農業委員

星一徳議長

田井哲農業委員

沼尾洋克事務局長

はい、高橋委員。

この案件は農地100平方メートル残されても、耕作できないということで許可やむを得ずという部会の見解です。ご審議の程宜しくお願いいたします。

報告及び現地調査後の部会報告が終わりました。番号2番について、意見要請活動部会以外の委員の方のご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

ございません。

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号2番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

農業委員、挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。

(川村耕一推進委員挙手)

はい、川村委員。

議案第30号の3番を担当いたしました。本申請は日光市木和田島地内におきまして、売買により建築条件付き分譲地として転用する5条申請です。譲渡人・譲受人及び申請地等は申請のとおりです。JR下野大沢駅から北東へ960メートルほどの場所に位置します。案内図ですが、JR下野大沢駅から県道下野大沢停車場線を1.2キロメートルほど進み交差点を左折して380メートル進み左折して120メートル進んだ左手に申請地があります。登記簿地目、現況共に畑です。周囲の状況ですが、北、西及び南側は道路、東側は農地です。申請人の株式会社●●は栃木市西方町に本店を置き、建物・土木工事の請負、建築設計を主な業とする平成20年設立の資本金5,000万円の株式会社です。今般、申請地を買い受け、分譲地として利用したく申請するものです。土地利用計画ですが、申請地を4区画の宅地と道路に造成し、分譲地として利用する計画です。給水は市水道を利用し、汚水・雑排水は公共の下水道を利用します。雨水は浸透処理します。資金計画ですが、総事業費は借入金で賄い、金融機関の残高証明書が添付されております。入口にコンクリートが打ってあったため始末書が添付されております。以上の事から周りに及ぼす影響はないものと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について江連部会長から報告願います。

(江連一彦農業委員挙手)

はい、江連委員。

説明がありましたとおり始末書付きの案件です。道路反対側に田がありますが水路が確保されているということで周囲に農地が無いという事で、部会としても問題ないという見解です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

報告及び現地調査後の部会報告が終わりました。意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

譲渡人は売ったり買ったりと忙しいようですが、どのように理解したらよろしいのでしょうか。

譲渡人は、この1年数カ月間に数回売買をしています。その度農業委員会



星 一 徳 議 長

で協議した結果、法的に問題ないため、その都度許可をしてきています。  
それでは質疑を終結し、採決を行います。番号3番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
( 挙手全員 )  
農業委員、挙手全員であります。よりまして、番号3番についてはこの原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。  
( 福田正文推進委員挙手 )

福田正文推進委員

はい、福田委員。  
議案第30号の4番を説明いたします。本申請は日光市土沢地内におきまして、売買により建築条件付き分譲地として転用する5条申請です。JR下野大沢駅から北西へ360メートルほどの場所に位置します。JR下野大沢駅から県道下野大沢停車場線を360メートルほど進み交差点を左折して約370メートル進んだ所が申請地です。登記簿地目、現況共に田です。周囲の状況ですが、東側は田、西側は道路、南側は宅地、北側は水路です。現地には譲渡人、譲受人、行政書士が立ち会いました。申請人は日光市千本木に本店を置き、建物・土地売買業、不動産仲介及び賃貸業を主な業とする平成7年設立の資本金300万円の有限会社です。今般、申請地を買い受け、分譲地として利用したく申請するものです。申請地を6区画の宅地と道路に造成し、分譲地として利用する計画です。給水は市水道を利用し、汚水・雑排水は公共の下水道を利用します。雨水は入口付近の開発道路部分に浸透槽を設け浸透処理します。入口付近の土地は、譲渡人の土地で譲受人が今回まとめて購入する予定です。この位置については、土地開発行為、道路の部分については幅員を6メートル設けることで協議済みです。申請地のこの場所は少し低いため周囲にL型の擁壁を設置し、更に盛土して周囲に影響を及ぼさないようにするという事です。以上の事から周りに及ぼす影響はないものと考えます。ご審議の程よろしく願います。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について副部長から報告願います。

高橋和子農業委員

( 高橋和子農業委員挙手 )  
はい、高橋和子委員。

部会としては許可することに問題ないということですのでご審議の程よろしく願います。

星 一 徳 議 長

報告及び現地調査後の部会報告が終わりました。意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

田井哲農業委員

( 「なし。」との声あり )

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

星 一 徳 議 長

ございません。

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号4番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

農業委員、挙手全員であります。よりまして、番号4番についてはこの原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号5番について担当委員の報告を求めます。  
( 高村充推進委員挙手 )

はい、高村委員。

高村充推進委員

私は議案第30号の5番を担当いたしました。本申請は日光市大室地内におきまして、売買により一般住宅を目的とした5条申請です。譲渡人・譲受人及び申請地等は申請のとおりです。今工から東220メートルに位置します。今工から東へ100メートルほど進み、左折して290メートルの所に申請地があります。登記簿地目、現況ともに畑です。周囲の状況は北側が宅地、東側が雑種地、西側が市道、南側が宅地です。申請人は現在、荊沢に親と長男夫婦と暮らしていますが、手狭なため今般申請地を譲り受け、住宅を建築したく申請するものです。金融機関の融資証明書が添付されております。現地には譲渡人と行政書士が立ち会いました。汚水・雑排水は公共の下水道、給水は公共の上水道を利用する計画です。雨水は敷地内砂利敷とし敷地内浸透処理します。周囲に農地もなく周りに及ぼす影響はないと考えます。ご審議の程よろしく願います。

星一徳議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長から報告願います。

(江連一彦農業委員挙手)

はい、江連委員。

江連一彦農業委員

申請地は第2種農地で、周辺農地に影響を及ぼすことはないだろうということで部会では許可相当と判断しております。ご審議の程よろしく願います。

星一徳議長

報告及び現地調査後の部会報告が終わりました。番号5番について、意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員

ございません。

星一徳議長

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号5番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

農業委員、挙手全員であります。よりまして、番号5番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

星一徳議長

続きまして、番号6番について事務局の報告を求めます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任。

川村光代主任

総会資料10ページをお開きください。この案件は、昨年11月に農用地区域の変更妥当ということで決定を受けた案件です。今回、農用地区域の除外が済みしましたので5条申請がありました。なお、6月14日に事務局の方で現地を撮影してきましたので、現地につきましては後ほどご覧いただきたいと思えます。譲渡人、譲受人及び申請地は申請のとおりです。大沢中学校から南西130メートルに位置します。大沢中学校から西へ60メートル進み、左折して200メートル行った所を右折して100メートル進んだ右手に申請地があります。登記簿地目は畑・現況は田です。周囲の状況は西側が市道、東側及び南側は農業用作業通路、北側は道路を挟んで申請人が耕作している畑です。申請理由ですが、申請人は現在実家の父の家に妻と子2人と同居していますが、子の成長に伴い手狭になったため、今般申請地を譲り受け住宅を新築し、住宅敷地として利用したく申請するものです。敷地内に84.29平方メートルの二階建て住宅と車両駐車スペースを設ける計画です。汚水・雑排水は合併浄化槽にて処理し、給水は既存の井戸水を利用します。雨水は敷地内砂利敷とし敷地内浸透処理します。資金計画ですが、総事業費は融資で賄い、金融機関の融

資証明書が添付されております。こちらは6月14日に事務局で撮影したもので、現地は特に変化がないことをご報告いたします。以上の事から周りに及ぼす影響はないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田 井 哲 農 業 委 員

ございません。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号6番は始末書が付いていることを踏まえまして、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

農業委員、挙手全員であります。よりまして、番号6番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、日程第8、議案第31号「非農地証明願について」を議題いたします。番号1番について担当委員の報告を求めます。

( 加藤英利推進委員挙手 )

加 藤 英 利 推 進 委 員

はい、加藤推進委員。

私は議案第31号の1番を担当いたしました。本申請は、日光市平ヶ崎地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。願出地は、平ヶ崎地内、今市文化会館から南へ約500メートルに位置した場所です。今市文化会館から県道を南に500メートルほど進み、T字路の右手が願出地です。登記簿地目は畑です。現況は宅地です。周囲の状況は、東側は道路、西側、南側は、北側は宅地です。現地には願出人、測量士、行政書士が立ち会いました。願出地は、平成元年から運送業者の事務所、車庫、駐車場の敷地として利用されてきました。その後、現在の店舗兼事務所、駐車場敷地として利用され現在に至っております。平成7年撮影の空中写真が添付されておりますので、20年以上経過しております。証明することに問題はないと思われまますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について副部会長から報告願います。

( 高橋和子農業委員挙手 )

高 橋 和 子 農 業 委 員

はい、高橋委員。

空中写真が添付されており、証明妥当という部会の見解です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田 井 哲 農 業 委 員

ございません。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号1番については、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、番号1番は、この原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

( 川村耕一推進委員挙手 )

はい、川村推進委員。

川村耕一推進委員

私は議案第31号の2番を報告いたします。本申請は、日光市塩野室町地内において山林として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。位置図による説明ですが、願出地は、塩野室町地内、塩野室地区センターから北西へ約2.8キロメートルに位置した場所です。案内図ですが、塩野室地区センターから県道を西に1.5キロメートル、さらに市道を1.2キロメートル進み、北に300メートルほど入ったところが願出地です。登記簿地目は畑です。周囲の状況は、東側は道路、西側は水路、南側は宅地、北側は雑種地です。現地には願出人、代理人が立ち会い、杭打ちがしてありました。願出地は、願出人の義父が高齢のため昭和55年に離農して以降、農業後継者がなく不耕作地となっていました。その後も不耕作状態が続き平成12年までには雑木が生い茂り雑木林となり、現在に至っております。平成12年撮影の空中写真が添付されておりますので、20年以上経過しております。かなり太い木も生えておりました。周りに及ぼす影響は無いものと思われまので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について江連一彦部会長から報告願います。

( 江連一彦農業委員挙手 )

はい、江連部会長。

江連一彦農業委員

ただ今説明がありましたとおり、空中写真、また現地の写真から雑木の大きさもわかりますように、このような状況ですので周辺農地への影響はないとの部会の見解です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

報告及び現地調査後の部会報告が終わりました。意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

( 「なし。」との声あり )

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員

ございません。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号2番については、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、番号2番は原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。

( 神山隆治推進委員挙手 )

はい、神山隆治推進委員。

神山隆治推進委員

私は議案第31号の3番についてご説明いたします。本申請は、日光市土沢地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。申請地は、土沢地内、新里街道沿い、コンビニエンスストアのある交差点から南へ約700メートルに位置した場所です。案内図ですが、土沢のコンビニエンスストアから市道を南に700メートルほど進み、左折して南東に100メートルほど進んだ右手に申請地があります。登記簿地目は畑です。周囲の状況は、東側は宅地、西側は山林、南側と北側は宅地です。願出地は、昭和50年に借地人が住宅及び物置を建築して以来45年、宅地として利用され現在に至っております。平成12年撮影の空中写真が添付されておりますので、20年以上経過しております。以上のことから、証明するのに

星 一 徳 議 長 問題はないと思われまのでご審議をよろしくお願ひいたします。

星 一 徳 議 長 ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長から報告願ひます。

江連一彦農業委員 ( 江連一彦農業委員挙手 )

星 一 徳 議 長 はい、江連一彦部会長。

江連一彦農業委員 空中写真、現地の写真からも判断できますとおり、部会では証明することに妥当との見解です。ご審議の程宜しくお願ひいたします。

星 一 徳 議 長 報告及び現地調査後の部会報告が終わりました。意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

田井哲農業委員 ( 「なし。」との声あり )

星 一 徳 議 長 それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員 ございません。

星 一 徳 議 長 それでは質疑を終結し、採決いたします。番号3番については、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

星 一 徳 議 長 ( 挙手全員 )

高村充推進委員 挙手全員であります。よりまして、番号3番は原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

星 一 徳 議 長 続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。

高村充推進委員 ( 高村充推進委員挙手 )

高村充推進委員 はい、高村推進委員。

高村充推進委員 私は議案第31号の4番についてご説明いたします。本申請は、日光市大室地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。位置図・案内図については、先ほどの4条申請と同じ場所になりますので省略いたします。登記簿地目は田です。周囲の状況は、東側と西側は畑、南側は道路、北側は宅地です。願出地は、昭和45年に隣接地に居宅及び物置を建築して以来、宅地への通路として利用され現在に至っております。昭和61年撮影の空中写真が添付されておりますので、20年以上経過しております。以上の事から証明することに問題はないものと考えます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。以上です。

星 一 徳 議 長 ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長から報告願ひます。

江連一彦農業委員 ( 江連一彦農業委員挙手 )

星 一 徳 議 長 はい、江連一彦部会長。

江連一彦農業委員 説明のとおりですが、これも空中写真、また現場の写真からも判断できますとおり、部会では証明することに妥当との見解です。ご審議の程宜しくお願ひいたします。

星 一 徳 議 長 報告及び現地調査後の部会報告が終わりました。意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

田井哲農業委員 ( 「なし。」との声あり )

星 一 徳 議 長 それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員 ございません。

星 一 徳 議 長 それでは質疑を終結し、採決いたします。番号4番については、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

田井哲農業委員 ( 挙手全員 )

星 一 徳 議 長 挙手全員であります。よりまして、番号4番は原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

( 沼尾洋克事務局長挙手 )

沼尾洋克事務局長

はい、沼尾事務局長。

審議開始から2時間を過ぎておりますのでここで休憩にしては如何でしょうか。

星 一 徳 議 長

ただ今そのような申し出がありました。よろしいですか。

( 「はい。」との声あり )

それではここで暫時休憩いたします。

( 休憩 午後4時13分～午後4時25分 )

星 一 徳 議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9、議案第32号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

( 大島尚美副主幹挙手 )

大島尚美副主幹

はい、大島副主幹。

議案第32号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」ご説明いたします。本議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した農用地利用集積計画案を決定するために審議をお願いするものです。今月は所有権移転及び利用権設定の案件がございます。ではまず、所有権移転の案件になります。総会資料は15ページとなります。今月の所有権移転の件数は2件で、面積合計は7筆で16,266平米です。譲渡人・譲受人の住所、氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。次に利用権設定の案件ですが、総会資料は16ページから25ページまでになります。件数は18件、面積合計は82筆で159,716平米となります。内訳は全て新規で日光市農業公社扱いの案件となっております。設定をする者（貸人）・設定を受ける者（借人）の住所・氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

この件についてご質問ございますか。

( 「なし。」との声あり )

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。議案第32号の案件については、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、議案第32号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに決しました。

星 一 徳 議 長

日程第10、議案第33号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農地利用計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

( 大島尚美副主幹挙手 )

はい、大島副主幹。

大島尚美副主幹

議案第33号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」ご説明いたします。本議案については、基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、日光市が作成した農

用地利用集積計画案を決定するために審議を求められています。総会資料は26ページから28ページまでになります。件数は4件、面積合計は15筆で18,703平米となります。設定をする者(貸人)・設定を受ける者(借人)の住所、氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ただいま事務局の説明が終わりました。ご質問はございますか。公告ですのでよろしいですか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決に入りたいと思います。議案第12号は、原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、議案第12号は原案のとおり『決定』することに決しました。

星 一 徳 議 長

日程第11、議案第34号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(福田主幹挙手)

はい、福田主幹。

福 田 貴 子 主 幹

議案第34号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」ご説明いたします。総会資料17ページから19ページになります。これは平成28年4月1日に施行された関係法令の一部改正により、農業委員会は、農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況、その他の事務の実施状況を公表し、農林水産省はこれを取りまとめ公表することとされたことに伴い、毎年市のホームページに掲載しております。まず1番は「農業委員会の状況」ですので省略させていただきます。次に2番「担い手への農地の利用集積・集約化」でありますが、令和3年3月現在でこれまでの集積面積が2,238ヘクタールでありますが、令和3年度の目標及び活動計画といたしましては、目標集積面積が2,338ヘクタール、うち新規の集積面積は100ヘクタールと目標を立てました。活動計画でありますが、これらを実施するために、市、農業公社及び農地中間管理機構とのさらなる連携強化を図ってまいります。18ページをご覧ください。3番「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」でありますが、現状は過去3年間ゼロでありますが、令和3年度の目標及び活動計画でありますが、目標参入数は1経営体、参入目標面積は0.5ヘクタールで、活動計画としては引き続き新規就農者への農地等の情報提供を行ってまいります。次に4番「遊休農地に関する措置」でありますが、令和3年3月現在の遊休農地面積は70ヘクタールとなっております。令和3年度の目標及び活動計画でありますが、遊休農地の解消面積は5ヘクタールと設定させていただきました。活動計画でありますが、今年度も8月から9月の2か月間をかねて、農業委員と農地利用最適化推進委員の皆さんで農地の利用状況調査を行ってまいります。19ページをお開きください。続きまして、5番の「違反転用への適正な対応」でありますが、令和3年3月現在で違反転用はございませんでした。令和3年の活動計画は、農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールを随時実施していくということで計画をしております。以上になります。

星 一 徳 議 長

ただいま事務局の説明が終わりました。ご質問はございますか。

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決に入りたいと思います。議案第12号は、原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めま

す。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、議案第12号は原案のとおり『決定』することに決しました。

以上をもちまして、本日の総会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年6月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

閉会 午後4時38分



本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

4 番 委 員

5 番 委 員